

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月26日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第27号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成13年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2～4 略	2～4 略
5 この条例において「子ども」とは、 <u>18歳</u> に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。	5 この条例において「子ども」とは、 <u>15歳</u> に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。
6 略	6 略
7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給	7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、 <u>入院時食事療養費</u> 、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給
(2) 略	(2) 略
8～10 略	8～10 略

(対象医療費)

第4条 市長は、対象者の負傷又は疾病について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額（以下「対象医療費」という。）に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

(1)～(3) 略

2 略

(対象医療費)

第4条 市長は、対象者の負傷又は疾病について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額及び入院時の食事療養に係る標準負担額（以下「標準負担額」という。）の合算額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額（以下「対象医療費」という。）に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、対象医療費のうち標準負担額については、当該標準負担額が医療保険各法の規定により減額されている場合に限り助成する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。